

浜松市ささえあいポイント事業協賛品募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市が高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献意識や介護予防意識の向上と、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支え合い活動の活性化を図ることを目的として実施する「浜松市ささえあいポイント事業」において、ボランティアに提供する協賛品の募集に必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

(協賛品の要件)

第2条 協賛品の規格は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア活動を実践した市民にとって今後のボランティア活動の励みとなるもの。
- (2) 郵送、宅配便で発送できるもの。なお、宅配便で発送する場合は協賛品提供者が梱包まで行う。
- (3) 店舗にて協賛品を提供する場合は、事前に高齢者福祉課の承認を得た上で引換券を作成すること。
- (4) 飲食物については、到着後 20 日間程度の賞味期限が保証されるもの。なお、店舗にて協賛品を提供する場合は、この限りではない。
- (5) 「単品」と「複数商品の組み合わせ」のどちらでもよい。

(協賛品提供者の責務)

第3条 協賛品提供者は、市が指定する期日までに高齢者福祉課に協賛品を納品するように努める。

- 2 協賛品の提供に関し必要な費用は、協賛品提供者の負担とする。ただし、市に納品された協賛品を市から当選者へ発送する料金については、市の負担とする。
- 3 協賛品提供者は、顧客や店舗職員への「浜松市ささえあいポイント事業」PRに協力するように努める。
- 4 第三者から、協賛品に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、協賛品提供者の責任及び負担において解決する。
- 5 関係法令、規定を遵守する。

(協賛品の募集)

第4条 協賛品の募集は、公募により行うものとする。

- 2 協賛品の公募は、原則として浜松市公式ホームページにより行うものとする。
- 3 協賛品の募集期間は、当該年度の9月30日(9月30日が土曜日または日曜日である場合は直後の開庁日)までとする。ただし、募集期間終了後は、高齢者福祉課で相談を受け付ける。

(協賛品提供の申請)

第5条 協賛品提供希望者は、浜松市ささえあいポイント事業協賛品提供申込書(様式第1号)により、郵送、FAX又は電子メールで、市長が指定する期間内に市長へ申し込むこととする。ただし、前年度の協賛品提供者は浜松市ささえあいポイント事業協賛品提供申込書の提出なく、自動更新できるものとする。

(協賛品の受理・不受理)

第6条 協賛品の受理・不受理は、第2条の規定に基づき、浜松市ささえあいポイント事業の協賛品として適当と認められるか総合的に判断し、決定する。

2 市長は、協賛品の受理・不受理を決定したとき、その結果並びに条件等について浜松市ささえあいポイント事業協賛品受理決定通知書(様式第2号)又は浜松市ささえあいポイント事業協賛品不受理決定通知書(様式第3号)により協賛品提供希望者へ通知する。

(協賛品の掲載費用)

第7条 提供決定された協賛品をチラシ、ささえあいポイント手帳及び浜松市公式ホームページへ掲載する費用は、無料とする。

(協賛品の取消し)

第8条 市長は、浜松市公式ホームページへの協賛品掲載が適切でないと判断した場合には、その他何らの手続きを要することなく、協賛品の掲載を取り消すことができる。

(協賛品掲載の取り下げ)

第9条 協賛品提供者は、やむをえない都合により協賛品の提供が実施できない状況になったときは、速やかに市長へ報告する。

2 前項の規定により協賛品を取り下げるときは、協賛品提供者は書面により市長に申し出ることとする。

附則

この要項は、平成26年10月27日から施行する。

附則

この要項は、平成27年12月1日から施行する。

附則

この要項は、平成28年8月22日から施行する。

附則

この要項は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要項は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この要項は、令和元年8月1日から施行する。

附則

この要項は、令和2年9月8日から施行する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

浜松市ささえあいポイント事業協賛品提供申込書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

〒

住所または所在地

団体(企業)名称

代表者氏名

(署名又は記名押印をしてください)

浜松市ささえあいポイント事業協賛品募集要項第5条の規定により、下記のとおり協賛品の提供を申し込みます。申し込みにあたっては、浜松市ささえあいポイント事業協賛品募集要項の内容を遵守します。

記

1 協賛品等

項目	前年度の状況(変更・訂正等が無い場合は他にご記入の必要はありません)	今年度(新規または変更・訂正等がある場合はご記入ください)
協賛品の名称		
協賛品の内容		
単価	税込 円	税込 円
数量		
総額	税込 円	税込 円
有効期限		
受け渡し方法		1 指定場所へ取りに来てほしい 2 高齢者福祉課へ郵送する 3 その他
協賛団体(企業)からのお知らせ		(120文字以内でご記入ください)
ホームページ		
協賛品写真		変更等 有 ・ 無 (※変更等がある場合は、高齢者福祉課担当者宛メールにてデータを送ってください。)
企業ロゴマーク		変更等 有 ・ 無 (※変更等がある場合は、高齢者福祉課担当者宛メールにてデータを送ってください。)

		送ってください。)
--	--	-----------

ポイント手帳 及び協賛チラ シへの企業名 (店名) の記 載希望		
--	--	--

2 事業PRポスター掲示への協力

掲示可能枚数	枚	枚
受け渡し方法		1 本店に一括持ち込み又は郵送 (本店から各店舗へ送付) 2 各店舗へ持ち込み又は郵送

3 協賛品提供者

名 称		
店舗所在地	〒	〒
担当者氏名、 役職		
E-mail		
電話番号		
FAX 番号		

※ 申し込みは、1つの協賛品につき1枚としてください。

※ 記載内容は(担当者名、役職、メールアドレスを除く)、浜松市公式ホームページに掲載します。浜松市公式ホームページへの掲載内容は、市が断りなく加工する場合があります。

(協賛品の要件)

協賛品の規格は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア活動を実践した市民にとって今後のボランティア活動の励みとなるもの。
- (2) 郵送、宅配便で発送できるもの。なお、宅配便で発送する場合は協賛品提供者が梱包まで行う。
- (3) 店舗にて協賛品を提供する場合は、事前に高齢者福祉課の承認を得た上で引換券を作成すること。
- (4) 飲食物については、到着後20日間程度の賞味期限が保証されるもの。なお、店舗にて協賛品を提供する場合は、この限りではない。
- (5) 「単品」と「複数商品の組み合わせ」のどちらでもよい。

様式第2号

浜 健 高 第 号
年 月 日

様

浜松市長



浜松市ささえあいポイント事業協賛品受理決定通知書

浜松市ささえあいポイント事業協賛品募集要項第6条の規定により、下記のとおり受理を決定いたしましたので通知します。

記

1 協賛品について

(1) 協賛品名称

(2) 個数

2 その他

様式第3号

浜 健 高 第 号
年 月 日

様

浜松市長



浜松市ささえあいポイント事業協賛品不受理決定通知書

浜松市ささえあいポイント事業協賛品募集要項第6条の規定により、下記のとおり不受理と決定しましたので通知します。

記

1 協賛品名称

2 不受理である理由

3 その他